

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

記

1. 監査の対象 産業建設部 農業振興課
直方市農業委員会（農業振興課 農地係）

① 監査の期間 令和 7 年 12 月 1 日から
令和 7 年 12 月 26 日まで

② 日程及び実施場所
●概要聴取 令和 7 年 12 月 5 日（監査委員事務局）
●備品検査 令和 7 年 12 月 12 日（農業振興課）
●監査講評 令和 8 年 1 月 9 日（監査委員事務局）

2. 監査の方法

今回の定期監査は、令和 6 年度及び令和 7 年度（令和 7 年 5 月末日現在）における農業振興課及び直方市農業委員会の所管に係る財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

3. 監査の着眼点

- ① 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- ② 予算執行、収入、支出及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。
- ③ 執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上

に努めているか。

- ④ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- ⑤ 補助金等は、規則等に基づき額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
- ⑥ 現金物品の出納保管は、適正になされているか。
- ⑦ 歳入調定の対象を的確に把握し、調定と収納が会計規則等に則り適正に行われているか。
- ⑧ その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

4. 監査の結果

指摘事項	指摘の根拠	監査委員意見
1 契約関係 令和 6 年度荒廃森林整備事業委託について、見積提出依頼の随意契約根拠法令を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号としているが、予定価格が直方市契約規則で定める限度額を超えており、契約締結の場合は同第 2 号となっている。また、契約締結の決裁権者の区分が誤っている。	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (条文省略) 直方市契約規則第 18 条 直方市事務代決及び専決規則第 5 条第 2 項/別表第 1 /財務関係/契約関係/40 「予定価格の決定、入札・見積・随意契約の執行及び契約締結」	「令和 6 年度荒廃森林整備事業 (森林の整備) 委託」について、見積提出依頼の根拠法令を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 (地方公共団体で定める額を超えないもの) となっているが、予定価格が 4,918,100 円と直方市契約規則で定める額を超えており、契約締結では事業に精通し、唯一の指名登録業者であるためとして、同第 2 号 (性質又は目的が競争入札に適しないもの) とされており、契約締結の決裁権者も部長とすべきところを課長としていることから、地方自治法施行令や直方市契約規則及び直方市事務代決及び専決規則などの法令を確認し適切に処理されたい。 また、近隣では入札を実施した例も見られることから、登録外事業者からも参考見積を徴取するなど価格の妥当性・競争性を担保されるよう取り組まれたい。
2 補助金関係 ①直方市安全・安心農産物ブランド化推進事業費補助金について、「ひまわりテラス」における常設ブース設置事業は、市長の特別決裁を要するものであるが、課長決裁で処理されている。	①直方市事務代決及び専決規則 直方市安全・安心農産物ブランド化推進事業費補助金交付要綱第 2 条第 4 号	①「直方市安全・安心農産物ブランド化推進事業費補助金交付」について、「ひまわりテラス」における常設ブース設置事業は、同補助金交付要綱第 2 条第 4 号に基づく「その他地域農産物のブランド化の推進に寄与すると特に市長が認めた事業」であり、直方市事務代決及び専決規則では、他に委任されておらず、市長決裁とされるべきものが、課長決裁で処理されているため、会計年度毎に市長

<p>②直方市安全・安心農産物ブランド化推進事業費補助金について、直方市補助金交付規則に定める「支出を証する書類」が添付されていない。 また、同補助金交付要綱で対象経費としていない堆肥購入費用の助成を対象経費としている。</p>	<p>②直方市補助金交付規則第 14 条第 2 号 直方市安全・安心農産物ブランド化推進事業費補助金交付要綱第 4 条</p>	<p>決裁を受けるよう適切に処理されたい。</p> <p>②「直方市安全・安心農産物ブランド化推進事業費補助金」について、申請書及び請求書には、補助事業対象者一覧として、氏名、販売額、補助金額の記載された文書が添付されているが、直方市補助金交付規則第 14 条第 2 号で定める「支出を証する書類」(領収証等)が添付されていないため、規則に則した適切な処理をされたい。 また、同補助金交付要綱第 4 条では「補助金の対象となる経費は、報酬、旅費、需用費及び役務費」としており、JA 直鞍アグリ総合センターで生産された堆肥の購入費用の助成を補助対象経費に含めるのであれば、同要綱第 4 条で定める費目に追加改正するなど実態に即した適切な処理をされたい。</p>
<p>③その他事務関係</p> <p>①直方ふれあい農業広場の設置及び管理に関する条例で定める設置場所の地番が不存在となっている。</p> <p>②令和 6 年度農業委員等報酬(農地利用最適化交付金)について、出務記録等の添付がなく、一律同額で支払われている。</p>	<p>①直方ふれあい農業広場の設置及び管理に関する条例第 2 条</p> <p>②直方市公平委員会委員等報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例第 2 条別表 直方市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に関する規則第 2 条</p>	<p>①直方ふれあい農業広場の設置及び管理に関する条例第 2 条において、「広場は、直方市大字頓野 569 番地に設置する。」と定められているが、同地番は昭和 26 年にすでに分筆され不存在となっていることから、条例改正により正しい地番へ訂正されたい。</p> <p>②直方市公平委員会委員等報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例で農業委員等の報酬は、基本給と能率給に区分されており、能率給については、直方市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に関する規則第 2 条で「現地調査等年間活動日数区分に応じた係数を乗じて得た額とする。」とされているが、出務記録等の添付がなく一律同額で支給されているため、条例及び規則に則った処理をされたい。</p>

契約事務に関して指摘した事項は、契約事務に関する関係法令の理解が十分でないことが要因と推測されるが、特別の識見や技術を要する業務であることから指名登録業者が 1 者であるため、かねてより特命随意契約を前提とした事業となり、管理監督者のチェックも十分に機能していないように見受けられた。仮に指名登録業者が 1 者であっても、同種の事業実績のある事業者からも参考見積を徴取するなど価格の妥当性と競争性を担保するように取り組まれたい。

また、他の業務委託契約に関する仕様書の業務内容が雑駁すぎて、仕様書の体をなしていないものや仕様書が作成されていない業務委託もあることから、業務委託契約における仕様書の重要性を認識し、委託（受託）する業務内容や手順、期間など業務に関する仕様を詳細に書面で定められたい。また、業務完了報告書も同様に具体的な実施状況を確認できるものとはなっていないことから、具体的業務内容を明示するとともに業務完了報告においても厳格な審査を行われたい。

補助金の交付に関しては、自ら定めた交付要綱の対象経費以外の費目への支出や交付規則で定める実績報告に添付すべき領収証等「支出を証する書類」の添付がないものなどが散見された。これも毎年同様の処理を漫然と行い管理監督者の審査や補助金の効果の検証等が十分に行われてこなかったことが最大の原因と思われた。

補助金に関しては、地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」との定めから、補助の内容や目的が市全体の利益につながっているか、また、対象事業が市の事業を補完しているか、住民福祉の向上など公益上必要かなどについて当該補助金の交付要綱に定める終期までに効果等について検証し、補助継続の必要性の有無を判断されたい。

備品管理については、適切に管理されていたが、備品の所在について把握しやすいように配置図を作成するなど日常の管理方法を工夫されたい。

文書事務については、収受、供覧、起案といった処理が適切に行われていないものが散見されるほか、発信先情報など必須とされる情報の入力がなされていないものが散見された。

以上のことから、監査結果の内容を確認し適正に処理をされたい。

なお、有害鳥獣捕獲業務委託における県内認定鳥獣捕獲等事業者の存在など事業者情報は持ちながら見積もり合わせなどの価格の比較検討がなされていないことなどは、農業振興課及び農業委員会の所管する事務が、営農者、農業協同組合、獣友会や森林組合など、関係する事業者・団体が限定的で、長年にわたって特定の相手方と同様の事業を行ってきたことから、緊張感や競争性が鈍化し、文書事務及び財務事務等の事務処理が形骸化しているうえ、管理監督者の審査や検証が十分に行われてこなかったことに起因するものと思われる。

事業の実施にあたっては、漫然と前例を踏襲するのではなく、法令、規則等に基づき適正な事務処理を心掛け、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との規定を念頭に経済性・効率性・有効性の視点をもって、常に価格の妥当性や競争性を担保する工夫と事業効果の検証を厳に行うこと強く求めるものである。

事務処理誤りの要因は、事務処理の根拠となる法令、条例、規則、要綱などの規定に照らし適正な取り扱いとなっているかを確認せずに事務を執っていることによるもので、法令などや事務処理の基本的な理解が不十分であることや、単に前例を踏襲して事務処理を執っていること、事務処理マニュアルが整備されていないこと、組織内においてチェック機能が十分に機能していないことなどが原因であると思慮される。

管理監督者においては、内部統制の強化を図られるとともに、所属職員とともに契約や支払いなどの財務事務、文書の収受や起案の文書事務を適切に処理するため、所属職員への会計規則や契約規則、事務代決及び専決規則や文書規程など基本的な事務処理に必要な関係法令などの理解を深める職場研修を実施されるよう申し添えるものである。